

いわき市農業委員会第32回総会議事録

1 開催日時

令和2年11月19日(木) 9時00分から11時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(33人)

(1) 農業委員(23人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木真一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(10人)

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農地審査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

4 欠席者(1人)

2 坂本和徳

5 会議の概要

事務局 (阿部次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第32回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。</p> <p>総会をはじめる前に、小泉昌男委員より発言を求められております。</p> <p>小泉委員、お願いいたします。</p>
23番 小泉委員	<p>-小泉委員発言-</p>
事務局 (阿部次長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">○第32回総会議案書○許可申請に係る意見及び決定理由書○現地調査位置図○【資料1】いわき市農地利用最適化推進委員の改選について○【資料2】新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ <p>以上、5点です。</p> <p>なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。</p> <p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。</p> <p>本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。</p>
草野会長	<p>いわき市農業委員会第32回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、稲刈りはほぼ終了したとはいえ農繁期の作業中、早朝からご出席を賜り誠にご苦労様でございます。</p> <p>後の会務報告で触れますが、県下農業委員会大会が、福島市で、縮小開催ということで開催されました。</p> <p>いつもでしたら、農業委員、農地利用最適化推進委員の全員が参加する大会で、バスでの移動も楽しいものでしたが、誠に残念であります。</p> <p>大会には、永年勤続の表彰者と、会長の私、蛭田会長職務代理者、</p>

草野会長

事務局から阿部次長と野木農政振興係長で出席して参りました。

その中で、令和2年度の県下農業委員会永年勤続表彰でございますが、農業委員から油座勝三委員が受賞されました。

改めて、御紹介させていただきます。

誠に、おめでとうございます。

また、農地利用最適化推進委員から、阿部浩二委員が表彰されました。

阿部委員におかれましては、大会を欠席されましたので、改めて表彰状をお渡しして参りました。

また、県下農業委員会大会の中の情報紙コンクールにおいて、本市農業委員会だよりが優秀賞をいただきました。

最優秀賞は郡山市、優良賞は会津若松市ということで、いつも三つ巴の争いをしております。

この度の受賞は、蛭田元起編集委員長をはじめ編集委員の皆様の活動の賜物と感じております。

更なるご活躍を期待するところであります。

また、全国農業新聞の普及に関して、郡山市、相馬市、平田村、湯川村、いわき市の5つの農業委員会が表彰されました。

これも、委員の皆様、お一人お一人の尽力の賜物と感じております。

私たちの任期が来年7月に迫っている中で、今一度がんばらなければならない時期に新型コロナウイルス感染症の感染拡大ということで、心配もありますが、感染対策に注意しながら、引き続き取り組みを進めて参りましょう。

今朝の新聞誌面の中で、来年度の市行政組織改正ということで、市農林水産部が大きく変わる記事がありました。

農作物のマーケティングや流通の主としての農政流通課、生産者や担い手の支援等を行う、生産振興課が設置されるということです。

中身についての詳細はこれからですが、農業委員会は、行政と協力しながら進めていかなければなりませんので、今後の動向も確認していきたいと思っております。

本日は、定例となります、農地法に係る許可申請等を中心に審議を頂きます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します、挨拶とさせていただきます。

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長とな

事務局
(阿部次長)

り進めさせていただきます。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者でございますが、議席番号2番、坂本和徳委員、只今遅れて来るといふ連絡のある方が、12番、佐川良平委員でございます。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第32回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号20番、岡田光男委員

21番、和田正人委員

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(阿部次長)

－議案書2ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (野木係長)	追案等は特にありません。
議 長 (草野会長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされており、</p> <p>該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書の3ページを、お開き願います。</p> <p>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (府川主査)	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>議案説明書2ページをお開き願います。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明致します。</p> <p>また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。</p> <p>議案説明書の3ページをお開き願います。</p> <p>番号1番、2番は売買による所有権の移転でございます。</p> <p>番号3番は贈与による所有権の移転でございます。</p> <p>今月の3条申請面積は、田3,090㎡ 畑0㎡ 合計3,090㎡となります。</p> <p>議案説明書4ページをお開き願います。</p> <p>許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書5ページをご覧ください。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>

9 番 松本委員	議席番号 9 番の松本英人です。 番号 1 番から番号 2 番の事案につきまして、現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (府川主査)	番号 3 番の事案について、現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページを、お開き願います。 【議案第 2 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主査)	議案説明書 7 ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、事業計画を変更する農地の所在は好間町、転用目的は、太陽光発電設備です。 当該地は、既に農地法第 5 条許可を得ている土地で、許可年月日

事務局
(石島主査) は令和2年8月26日です。
変更項目は事業計画区域の増加と土地利用計画の変更です。
事業計画区域が増加した理由は太陽光発電設備を設置する計画の当初において、土地所有者は当該地の一部で営農を継続する意思があったことから、それ以外の土地に太陽光発電設備を設置する計画でしたが、その後、土地所有者が体調を崩し、営農を継続できない状況になったことから、営農を継続しようとした土地を加え太陽光発電設備を設置する計画になったためです。
土地利用計画については、新たに太陽光発電設備を設置する計画に加わったことにより、太陽光パネルの配置、管理用敷地のレイアウトの見直しや初期の工事及び定期的な太陽光発電設備のメンテナンスに必要な車両を駐車する敷地及びその車両の通行用の通路が必要になったことから、全体的なレイアウトを変更します。
なお、営農を継続しようとした土地の転用許可申請については、この後の議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてにおいて、許可の可否をご審議いただくこととなります。
説明は以上です

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

10番
油座委員 議席番号10番、油座勝三です。
番号1番の事案について現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。
-意見無しとの声有り-

議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
-異議無しとの声有り-

議長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します

事務局
(草野係長) す。
次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
議案書の5ページをお開き願います。
【報告第3号を朗読し、報告事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(坂本主査) 議案説明書8ページをお開き願います。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、御説明致します。
配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
説明に入る前に資料の訂正がございます。
取り下げ願出書が提出された案件が7件あり、次の議案番号については取り下げとなります。
議案説明書11ページの議案番号15番、17番から20番、12ページの議案番号24番、26番、以上7件が取り下げとなります。
この取り下げに伴い、合計面積が次のとおり変更となります。
議案説明書の14ページをお開き願います。
最下段の合計面積について、田32781.01㎡から27044.01㎡、畑9526.21㎡から7118.29㎡、合計 42307.22㎡から34162.30㎡と変更となります。
以上、訂正のほどよろしくお願い致します。
なお、今回は全31件の申請のうち、転用目的が太陽光発電設備のものが20件と多いことから、説明の際に転用目的を述べない場合は、目的が太陽光発電設備とさせていただきます。
それでは説明に移ります。
番号1番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は1275.74㎡です。
権利の移動事由につきましては、使用貸借権の設定です。
転用目的は駐車場、祭事場、通路敷地です。
番号2番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は151㎡、転用目的は自己駐車場敷地です。
番号3番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は335.29㎡、転用目的は一般住宅敷地です。
番号4番、申請地は泉町、登記地目は畑、転用面積は194㎡です。
番号5番、申請地は錦町、登記地目は田、転用面積は1523.17㎡です。
番号6番、申請地は錦町、登記地目は田、転用面積は482㎡です。
番号7番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は1277.6㎡です。

事務局
(坂本主査)

番号8番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は974m²です。
番号9番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は1246m²です。
番号10番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は1378.5m²です。

番号11番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は460m²です。
番号12番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は334m²です。
番号13番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は79m²、転用目的は駐車場敷地です。

番号14番、申請地は山田町、登記地目は田、転用面積は212m²です。
番号16番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は689m²です。
番号21番、申請地は四倉町、登記地目は田、転用面積は4348m²、転用目的は駐車場、車輛置場です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

番号22番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は523m²、転用目的は駐車場及び資材置き場です。

番号23番、申請地は遠野町、登記地目は畑、転用面積は37m²、転用目的は農業用倉庫です。

番号25番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1150m²です。

番号27番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は464m²です。

番号28番、申請地は三和町、登記地目は田、転用面積は4549m²、転用目的は貯木場、間伐材置場です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

番号29番、申請地は田人町、登記地目は畑、転用面積は3378m²です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

番号30番、申請地は久之浜町、登記地目は畑、転用面積は565m²です。

番号31番、申請地は久之浜町、登記地目は畑、転用面積は580m²です。

番号32番、申請地は久之浜、登記地目は田、転用面積は502m²です。

番号33番、申請地は久之浜、登記地目は田、転用面積は1516m²です。

番号34番、申請地は久之浜、登記地目は田、転用面積は1348m²です。

番号35番、申請地は久之浜町、登記地目は田及び畑、転用面積は

事務局 (坂本主査)	<p>1379㎡です。</p> <p>番号36番、申請地は内郷宮町、登記地目は畑、転用面積は26㎡、転用目的は太陽光発電設備への作業用通路敷地のための一時転用です。</p> <p>番号37番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は1828㎡、転用目的は現場事務所、休憩所及び駐車場のための一時転用です。</p> <p>番号38番、申請地は三和町、登記地目は田、転用面積は1358㎡、転用目的は河川災害復旧工事の仮設道路及び資材仮置場のための一時転用です。</p> <p>以上、31件、面積は、田27044.01㎡、畑7118.29㎡、合計34162.30㎡です。</p> <p>なお、番号33番については、申請範囲の一部がいわき市道宮田1号線の管理区域と重複しておりますが、道路管理者との適切な協議が行われていないこと、また、当該申請にかかる土地利用計画について、太陽光パネルの設置面積462.5㎡に対し、管理用通路の面積が1053.5㎡と、類似施設の通常の規模に比べて過大な面積であることと思われることから、一般基準に合致しないものと考えます。</p> <p>番号1番～14番、16番、21番～23番、25番、27番～32番、34番～38番については、立地基準、一般基準を共に満たしており、許可可能と考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
11番 新妻委員	<p>議席番号11番、新妻信夫です。</p> <p>番号1番から14番、16番、21番から23番及び25番から35番の事案について現地を調査した結果、番号33番につきましては、転用範囲がいわき市道宮田1号線の管理区域と重複しており、道路管理者との適切な協議が行われていないこと、また申請地内の土地利用方法について、太陽光パネルの面積に対して、管理用通路等の面積が類似施設の通常の規模に比べて過大な面積であり、申請面積が事業計画内容に照らして必要最小限度ではないと考えます。</p> <p>それ以外については特段問題ありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>続いて、事務局、お願い致します。</p>

- 事務局
(坂本主査) 番号36番につきましては、太陽光発電設備への作業用通路敷地のための一時転用であり、番号37番につきましては、現場事務所、休憩所及び駐車場のための一時転用であり、番号38番につきましては、河川災害復旧工事の仮設道路及び資材仮置場のための一時転用であり、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
また、事務局より、追加の報告をさせていただきたいと思っております。
- 議長
(草野会長) 事務局の発言を認めます。
石島主査。
- 事務局
(石島主査) 番号14番の事案に関連して、許可申請に係る意見及び決定理由書の訂正をお願い致します。
受付番号5243番である事案についてです。
現地調査の意見ですが、問題有りとは記載があります。
現地調査時には、当該地に草木が繁茂し、転用範囲が明確でないため、問題有りとは記載しておりますが、その後、草刈の指示をしたところ、昨日までに草刈がなされたことを事務局で確認いたしましたので、問題は無しとの訂正をお願い致します。
これにより、番号14番についても、特に問題無いものと判断します。
報告は以上です。
- 議長
(草野会長) 只今の報告では、番号1番から14番、16番、21番から23番、25番、27番から32番、34番から38番については、立地基準及び一般基準の両方とも満たしており、特に問題ないとのことですが、番号33番については、転用範囲がいわき市道の管理区域と重複しており、道路管理者との適切な協議が行われていないこと、また、転用目的に対して、転用面積が過大であることから、一般基準を満たしていないとのことです。
これらのことについて、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。
- ―意見無しとの声有り―
- 議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第3号について、番号1番から14番、16番、21番から23番、25番、27番から32番、34番から38番については、原案のとおり可決し、番号33番については、一般基準を満たさないことから不許可とすることに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、只今の説明のとおりとします。

次に、議案第4号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長)

議案書の6ページを、お開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

議案説明書15ページをお開き願います。

議案第4号、現況確認証明願いについてでございます。

次の、16ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

番号1番、申請地は金山町、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は737㎡です。

非農地化した経緯については、非農地化した経緯については、昭和40年ごろまでは耕作していましたが、道路未整備により機械が入れないこともあり、その後、耕作できない状態が続き、当該申請地が原野化し、現在に至っております。

番号2番、申請地は平、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は426㎡です。

非農地化した経緯については、昭和30年ごろに周辺の山林が繁茂し、日照、通風及び水路の分断等により不耕作となりました。

その後、昭和50年ごろから当該申請地が山林化し、現在に至っております。

番号3番、申請地は常磐、登記地目は田、現況地目は山林、面積は2,535㎡です。

非農地化した経緯については、平成元年ごろから耕作しておらず、放置した結果、山林化し、現在に至っております。

番号4番、申請地は三和町、登記地目は田、現況地目は原野、面積は271㎡です。

非農地化した経緯については、平成23年ごろから獣害の影響により耕作を断念し、保全管理を行っていましたが、令和元年東日本台風により土砂が流入したことから非農地化に至っております。

番号5番、申請地は平、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は560㎡です。

非農地化した経緯については、高齢のため耕作することができず、25年以上休耕地として放置した結果、山林化し、現在に至っております。

事務局
(小川係長) ます。
以上5件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願
いが提出されたものです。
説明は以上です。

議 長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、こ
こで現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

9 番
松本委員 議席番号9番、松本英人です。
番号1番から5番の事案について、現地を調査した結果、特段、
問題ありませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるところでしたが、
その他、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ござい
ませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第4号、現況確認証明願
いについては、
原案のとおり可決致します。
次に、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について、事務
局の説明を求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の7ページを、お開き願います。
【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(西山主任) 議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について説明致します。
議案説明書の17、18ページをお開き願います。
初めに訂正がございます。
議案説明書の18ページをお開きください。
農用地利用集積計画第18号の概要について、借り手3名、貸し手
2名とありますが、正しくは借り手2名、貸し手3名です。

事務局
(西山主任)

これに伴いまして、訂正がございます。
議案説明書23ページをお開き願います。
農用地利用権設定地区別総括表の借り手が平地区1名、三和地区1名、合計が2名となり、貸し手が平地区2名、三和地区1名、合計3名となります。
お詫びの上、訂正いたします。
それでは説明に戻ります。
議案説明書18ページをお開き願います。
第17号は、公益財団法人 福島県農業振興公社が農地中間管理事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。
実施地区は、三和。
買い手1名、売り手1名、対象筆数、田3筆です。
面積は田4,811㎡です。
第18号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。
実施地区は、平、三和。
借り手2名、貸し手3名、対象筆数、田6筆、畑2筆。
面積は田9,020㎡、畑974㎡となっております。
なお、議案説明書24ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。
説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の8ページを、お開き願います。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(西山主任) 議案説明書25ページをお開き願います。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。
土地の所在は、瀬戸町、外2筆。
現況地目は田。
面積は田4,678㎡です。
詳細につきましては、記載のとおりです。
なお、農用地利用配分計画(案)借り手の変更に伴い作成されたものです。
また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。
農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

―意見無しとの声有り―

議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

―異議無しの声有り―

議長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。
次に、報告事項に移りますが、報告第1号から報告第5号まで、

議 長
(草野会長)

一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の34ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

10月は29件の届出がありました。

合計面積は、田143,235.60㎡、畑61,877.98㎡、合計205,113.58㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書34ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

10月は10件の届出がありました。

合計面積は、田5,607㎡、畑1,217㎡、合計6,824㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書37ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

10月は13件の届出がありました。

合計面積は、田2,895㎡、畑1,605㎡、合計4,500㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書41ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

10月は10件の通知がありました。

合計面積は、田14,461㎡、畑184㎡、合計14,645㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

次の報告第5号は野木係長より報告致します。

事務局
(野木係長)

議案書の13ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書の45ページをお開き願います。
相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、報告致します。
10月は1件、合計面積は、田676㎡、畑2,387㎡、合計3,063㎡になります。
審査の結果、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、御承知願います。
以上を持ちまして、本日の議事は全て終了致しました。
続きまして、協議事項に入る前に、これより、休憩と致します。
只今、10時05分でございます。
10分間休憩とし、再開を、10時15分と致します。

(10分間休憩)

議長
(草野会長)

全員お揃いですので再開致します。
これより、協議事項に移ります。
いわき市農地利用最適化推進委員の改選について、事務局の説明を求めます。

事務局
(金成主査)

資料1の1をお開き願います。
いわき市農地利用最適化推進委員の改選について、御説明致します。
初めに概要でございます。
農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うため、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しています。
第16期の推進委員の任期が令和3年7月7日で満了を迎えることから、第17期推進委員の改選について次のとおり進めるものです。
なお、第17期農業委員の改選については、法第9条に基づき市長が任命するため、市農業振興課にて事務所管しますが、委員の推薦、公募の取りまとめについては、当農業委員会事務局で一元的に行うこととしております。
2は、事務スケジュールでございます。

事務局
(金成主査)

来月、12月の総会において、選任規程の議決をいただき、その後令和3年1月に、市ホームページや広報いわき、農業委員会だよりで広報、JAの説明会等で周知を図って参ります。

2月1日から3月1日までが募集期間であり、農業委員及び推進委員とも同じ期間での募集となります。

募集結果については、市ホームページで公開させていただきます。

その後、3月から推進委員評価委員会を開催する予定です。

令和3年6月中旬には、農業委員会総会で評価結果と人事案を提出、7月8日の第17期第1回農業委員会総会で人事案を承認いただき、7月中旬には推進委員の委嘱状交付式を行う予定です。

3は、推進委員の募集までに検討を要する事項でございます。

(1)として、いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の改正でございます。

本規程では、推進委員の委嘱にあたり、担当地区及び定数を定めております。

現在、内郷、好間地区については、1人を定数としておりますが、これを、三和地区の定数3人と合わせ、内郷、好間、三和地区とし、定数4人とすることで、1人区を解消し推進委員同士の協力体制を取り易くするため規定の改正を検討しているところです。

(2)ですが、(1)の規程の改正に伴い、いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会設置要綱の改正が必要となります。

中部地区審議会の内郷、好間地区を、三和地区に合わせる形で、北部地区審議会へ移動するものです。

ここまでの、募集要項に関わる定数や担当地区の規程の改定でございます。

(3)は、いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の改正についてでございます。

推進委員の選任にあたり、本要綱に基づく評価委員会によって候補者の評価を行う必要がありますが、前回の平成30年度に実施した評価委員会とは、農業委員会の組織体制が異なることから、検討を要するものです。

具体的には、いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の第3条では、評価委員会の委員として、会長、会長職務代理者の他、いわき市農地利用最適化推進委員設置検討委員会の委員である者とされており、その設置検討委員会委員である者は、会長及び会長職務代理者の他、農地、農政振興の各部会長及び部会長職務代理者及び、それらの長が属しない選挙区から互選された者1名ずつとされておりました。

第15期農業委員会においては、農地部会及び農政振興部会が設置

事務局
(金成主査)

され、選挙区制であったことから、その職にある委員及び選挙区からの互選が可能でしたが、第16期では、部会の設置は無く、選挙区制でもないことから、会長及び会長職務代理者の他にどの委員を評価委員とするか検討する必要があります。

そこで、10月開催の第11回役員会で協議し、本要綱の改正案を次のとおりとするものです。

いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の改正案ですが、第3条として、委員は、会長、会長職務代理者、いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会設置要綱の規定に基づく地区審議会毎に該当する農業委員2名とし、第2項で、地区審議会毎に該当する農業委員2名は、農業委員の経験年数の多い順に会長が指名するものとする、としております。

この改正案に基づく、第16期においては、次の8名が評価委員となります。

今後については、本日の協議を踏まえ、次回の12月総会において、いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の改正案を上程し、必要な改正を行います。

併せて、本日の協議及び本改正を踏まえ、募集要項の案を整理のうえ、12月の全員協議会でお示しし、1月中旬には広く配付、周知する予定です。

なお、要綱の改正については、会長の決裁事項ではありますが、農業委員会が委嘱する推進委員の一連の事務処理でありますので、こちらについても、本日の協議事項として御意見をいただければと存じます。

資料1の2をお開き願います。

先ほど説明した、規程の改定を前提とした募集要項でございます。そのため暫定案として御確認いただくものでございます。

1 ページからは募集要項の概要でございます。

1 は募集人数で、現在と同じ32人の募集となります。

2 は主な業務内容です。

3 の任期は、令和3年7月8日から令和6年7月7日までの3年間です。

4 の身分は、いわき市の特別職の非常勤職員です。

5 の報酬は、月額55,000円です。

6 は資格要件となり、現行と同様となります。

7 の募集期間は、令和3年2月1日から3月1日までの1か月間です。

8 は問い合わせ先で、農業委員、推進委員とも農業委員会事務局が問い合わせ先となります。

事務局 (金成主査)	<p>9は申し込み方法です。</p> <p>なお、農業委員と推進委員の兼任はできませんが、両方に申し込むことは可能です。</p> <p>その際は、農業委員の申し込みが優先され選考されることとなります。</p> <p>10の提出書類ですが、個人が推薦する場合、団体が推薦する場合、自ら応募する場合の3種類の様式があります。</p> <p>11は公表に関する内容を掲載したものです。</p> <p>12の選考方法は、主な評価内容でございます。</p> <p>13の選考結果については、令和3年7月上旬頃を予定しています。</p> <p>別表は、先程の規程の改正を踏まえ、内郷、好間、三和地区を定数4人として記載しているものです。</p> <p>5ページからは、申込書の様式でございます。</p> <p>前回の申込書と大きな変更点はありませんが、個人及び団体の推薦の理由の下に、推薦を受けての抱負などを記入できる欄を追加いたしました。</p> <p>こちらについては、農業委員の申込書にも同様に追加しているところです。</p> <p>以上、一連の事務作業及び規程、要綱の改正、募集要項の暫定案について、本日委員の皆様への御協議、御意見を賜り、12月の総会の上程としたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、いわき市農地利用最適化推進委員の改選について、説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。</p>
13番 鈴木委員	<p>議席番号13番、鈴木理です。</p> <p>内容についてはではないのですが、資料1の1の4ページの改正案について、会長職務代理者の表記について誤りではないでしょうか。</p>
事務局 (金成主査)	<p>鈴木委員の御指摘のとおり、農業委員会長職務代理者の表記の誤りです。</p> <p>訂正をお願い致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>他に、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。</p> <p>-意見無しとの声有り-</p>

議 長
(草野会長) 御意見が無いようですので、本日の協議はここまでと致します。
次回、12月総会においては、本日の協議を踏まえ、議案として提出されることとなりますので、よろしくお願い致します。
次にその他に移ります。
まず、事務局から何かございますか。

事務局
(野木係長) 事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。
1 【資料2】新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ
➡説明した。

議 長
(草野会長) それでは、他に委員の皆様から、御意見はございますか。

21番
和田委員 議席番号21番、和田正人です。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著になってきました。
先程、事務局からもチラシで説明があったところですが、
以前からお話しておりますが、この会議も、このように一堂に会
する形で、今後も開催するのでしょうか。
オンライン会議のやり方として、Zoom等を活用できなかつたと思うの
です。
パソコンやスマートフォンや皆使っていますよね。
そういうものを活用するというのも、直ぐではないにしても、検
討してもよいのではないのでしょうか。

議 長
(草野会長) 只今の和田委員のお話のとおり、新型コロナウイルス感染症の感
染拡大は非常に懸念しているところです。
当初から対策を講じてはおりますが、こうして実際集まるわけで、
不安が無くなるわけではない。
これについては、後程、事務局から話もあるかと思いますが、従
来ですと、市長のお話をいただき、その後、市長を囲んで懇親会、
忘年会と実施していたわけですが、今年はそうもいかない。
ある時点では、ある程度大丈夫かなと考えていたわけですが、そ
うもいかず、先月の通知のとおり、忘年会は中止としました。
そんな中で、どんなことができるのか、考えていかねればならな
いと思います。
今は、感染状況を見ながら、3密を避ける、体調に気を付けてい
ただくなど対応していただいて、こうして総会を開催しております
が、今後どうなるかはわからない状況であります。
今後も、12月、1月と続いていくことですから、役員、事務局、

議 長 (草野会長)	市の対策本部と連絡を取りながら進めて参りたいと考えております。
事務局 (太局長)	<p>和田委員のお話について、事務局でも新型コロナウイルスの感染拡大には慎重に取り扱うべきと考えております。</p> <p>4月に事務局規程を改正し、感染拡大が見られ、委員の皆様や事務局職員が感染又は濃厚接触者となった場合の対応については、会長の判断で総会への出席を自粛いただくような規定としております。</p> <p>今後については、総会の在り方、例えば、許認可をする上での議決の取り方について、委員の出席が必須かどうかの取扱いなど、総会会務規則等を確認したいと思います。</p> <p>また、オンライン会議についても、併せて検討させていただければと思います。</p>
議 長 (草野会長)	他に、委員の皆様から御意見はございますか。
16番 木幡委員	<p>議席番号16番、木幡仁一です。</p> <p>先月、鈴木委員からもお話があったかと思いますが、転用許可申請についてです。</p> <p>太陽光発電事業への転用許可申請の申請者について、特定の事業者の名前をよく見かけます。</p> <p>これらの事業者や、その他の太陽光発電の事業者も審査に上がってきますが、ここがデベロッパーで、実際には、賃貸借については分かりませんが、許可を得て太陽光発電設備を設置した後、一般の投資家の方へ売却するものではないかと考えます。</p> <p>だから、それぞれ販売会社のようなものを持って、斡旋をして売却をする。</p> <p>利回りいくらで、福島県では現在100%の買取などをうたい文句でやっているわけです。</p> <p>そうすると、我々の手を離れた後、所有者が変わっている可能性が非常に高いのではないかと思います。</p> <p>売却し、投資家の手に渡りましたというのは、それはそれでいいと思うのですが、本音として税理士の立場では色々問題はありますが、その部分は置いておいたとして、そのような所有権移転の行為が、農地の活用とか、農地の利用で虫食いのように太陽光発電設備になるということ、その後に、投資家の方が手を離れた後は、どうなるのだろうということが全く見えてきていないと思います。</p>

議 長
(草野会長)

これは、負荷になるのでもうお願ひしますということではなく、できるのかどうかなのですが、売却後の所有権の移転についてサンプリングでも良いので、規模の大きいところとか、どんな運営管理がされているのかという現状というものを、本来の我々の業務ではないのかもしれないですが、追跡できるようなことを一度試していただけないかなあと思うのですが、どうかと思ひ提案であります。

太陽光発電設備への転用に関しては、ここ3、4か月異常に許認可の件数があります。

許可をした事案でも、農地パトロールをした結果、計画と違う利用方法をしていたり、管理方法が適切ではないという事案も散見されているのも事実です。

我々も、許可をするだけで良いというわけではないという認識も、常々持っているところです。

これについて、事務局からありますか。

事務局
(草野係長)

今、木幡委員のお話のとおり、太陽光発電設備への転用の後、売買等による所有権の移転は事例としてあると考えます。

ただ、御指摘の追跡調査ですが、農業委員会の権限といたしまして、転用許可の可否の判断ということになろうかと考えますので、実施できるかという、その考えはございません。

但し、転用後の調査で、全事例ではないですが、農地パトロールで転用行為が適正に行われているかということを見させていただいておりますので、そちらで御理解いただければと思います。

事務局
(阿部次長)

只今の草野係長の説明に補足をさせていただきます。

木幡委員の御指摘の所有権の移転の後の調査についてでございますが、太陽光発電事業を規制しているFIT法の適用範囲になろうかと思ひます。

私共農業委員会は、委員の皆様の合議体ということで、農地法上の転用許可の権限行使をしているところでございますが、あくまで農業委員会の権限は農地法上の権限であるということでもあります。

ですので、追跡調査をするのであれば、農業委員会の権限を超えることにはなろうかと思ひます。

一方で、農地転用に関しては、周辺の営農に支障が生じかどうかという点も含めて、現地調査を実施、確認をしているところです。

仮に、太陽光発電設備に転用されたところが、周辺の農地に影響を与えている状況があるとすれば、農業委員会の権限として過去に転用した農地について、太陽光発電事業の事業者に適正な管理を求めることが可能だろうと考えております。

事務局
(阿部次長)

それから、虫食いの問題でございますが、転用許可の判断にあたっては、第一種農地といわれる優良農地は原則許可できないとされておりまして、かなり申請件数はございますが、現地を確認しますと、優良農地というよりは、中々地形的に営農が難しい場所に入り込んでいるというのが現状かと思えます。

基盤整備された農地の中に、太陽光発電設備ができるというのは法律上認められてはおりませんので、虫食いというのは、事務局としてはしっかりと精査をして議案として整理をしているところでございます。

議長
(草野会長)

事務局の説明のとおり、農業委員会が関知できる範疇ですと、農地転用が計画通りされているか、その後、周辺の営農に影響がないかということだということです。

以前、市議会でも太陽光発電設備の設置について、内郷高野町と小名浜上神白の問題で質問され、市として危険な太陽光発電設備の設置について規制できないとの話もありました。

基本的には、経済産業省の許可要件を満たしていれば制限はかけられないという説明で終わったのですが、転用許可案件でもこれだけの件数が上がってくれば、慎重に考えなければいけないものと思えます。

現時点で、申請されたものを事前に拒否したりはできないですが、農地パトロールや現地調査等で厳しく見ながら許認可を行っていく必要があると感じます。

また、農業委員や農地利用最適化推進委員は、農地を有効に使われているかを確認する機関でありますので、その責任も痛感しているところです。

その他に、委員の皆様から何か御意見はございますか。

特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第32回総会を閉会致します。